

## 【参考様式】

### 白灯油単価契約書

社会福祉法人かながわ共同会 理事長 山下 康（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇  
代表取締役〇〇〇（以下「乙」という。）とは、物品の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

#### （趣旨）

第1条 乙は、次のとおり物品を甲に売り渡し、甲は、これを買い受けるものとする。

(1)品名	白灯油 J I S 規格 1号
(2)契約単価	〇〇.〇〇円／リットル（消費税を含む）
(3)契約期間	令和8年3月1日から令和8年3月31日まで
(4)納入場所	秦野精華園 秦野市南矢名3-2-1 厚木精華園 厚木市上荻野4835-1 愛名やまゆり園 厚木市愛名1000

#### （契約保証金）

第2条 契約保証金は免除する。

#### （納入及びその届出等）

第3条 乙は、契約期間中その都度、甲の指定した3日以内に甲の指定する数量の物品を納入するものとする。

2 乙は、乙の責めに帰すことのできない正当な理由により、前項に示す納入期限までにこの契約に定める物品を納入することができないときは、あらかじめ甲に対して、その理由を明示して期限の延長を求めることができる。この場合、甲は、期限の延長を認めたときは、変更後の納入期限を定めてこれを乙に通知するものとする。

3 乙が納入する物品は、適正な保管をしているものでなければならない。

4 乙は、提携先メーカーにおいて検査及び発行された納入物品の代表性状表を令和8年3月10日までに甲へ提出するものとする。

5 乙は、物品を納入したときは、速やかに納品書によりその旨を甲に届け出なければならない。

#### （検査）

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙の立ち合いのもとに納入物品から必要量を採取し規格試験に付することができるものとし、これに要する一切の費用は乙の負担とする。

#### （代金の支払い）

第5条 乙は、令和8年4月10日までに前月中に納入した物品に係る代金を甲に請求するものとする。

2 乙が甲に請求する代金は、1か月（月の初日から末日までの期間をいう。）の納品量に契約単価（消費税を含む）を乗じて得た額とする。

3 前項の代金に1円未満の端数があるときは、その金額は切り捨てるものとする。

4 甲は納品量を確認したうえ、適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

#### （危険負担）

第6条 物品の引き渡し前に生じた障害又はその他物品の売買に関して生じた障害（第三者に及ぼした障害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その障害が甲の責めに帰する理由によるものであるときは、甲の負担とする。

乙は、物品の納入に際し、火災・漏洩などの事故及び納入遅延等により甲又は第三者に損害を与えた場合は、全損害を賠償するものとする。

#### （契約不適合責任）

第7条 甲は、引き渡された物品の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、物品の取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求できる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(契約単価の変更)

第8条 契約単価は、契約期間中原則として変更しないものとする。

2 甲は、前2項に定める場合のほか、乙が債務を履行しない間は、物品の内容、数量、納入期限その他の契約事項を変更する必要が生じたときは、契約を変更することができる。この場合の変更内容は、甲乙協議して定める。

3 乙は、天災地変その他の不可抗力又は生産中止その他の供給事情の急変により、契約の履行が不能となる部分が生じたときは、甲に対し契約の変更を申し出ることができる。この場合、甲が契約の変更を認めたときは、変更内容は甲が定める。

(甲の催告による契約の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限内に納品しないとき又は納品する見込みがないと認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない契約の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があつたとき。

(2) この契約の目的物を納品させることができないことが明らかであるとき。

(3) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 乙からこの契約の解除の申入れがあつたとき。

(8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

(権利義務譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第12条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第13条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務の実施により知り得た全ての情報は、本契約が終了しても守秘義務を負うこととする。

(代表者変更の届出)

第15条 乙の代表者に変更があった時は、遅滞なくその名義変更にかかる登記簿謄本その他これを証する書面を添えて甲に届け出なければならない。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

令和8年2月 日

神奈川県秦野市南矢名三丁目2番1号  
甲 社会福祉法人かながわ共同会  
理事長 山下康 

乙 住 所  
○○株式会社  
代表取締役     